

制度概要

大村市中小企業振興資金保証（略称：大村）		
目 的	大村市内の中小企業の健全な発展に資するため、中小企業者の経営安定、合理化、販路開拓並びに技術開発等に要する資金の融資を円滑に行うことを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	大村市内に事業所を有し、原則として同一事業を1年以上継続して営む中小企業者であって、市税を完納しているもの。 ※法人の場合、大村市内に本店又は支店を登記している企業が対象。	
対 象 資 金	①事業資金（運転資金、設備資金） ②市長が特に必要と認める災害に係る災害復旧資金 <u>(注)当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した、又は悪化することが見込まれる市内の中小企業者として市長が認めるものについては、災害復旧資金の対象とする。(以下「コロナ資金」という)</u>	
保証条件	貸付限度額	2,000万円以内 ただし、災害復旧資金は別枠2,000万円以内 <u>(災害復旧資金のうちコロナ資金は別途2,000万円)</u>
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内) 災害復旧資金 7年以内 (うち据置 1年以内) <u>コロナ資金 10年以内 (うち据置 2年以内)</u>
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.40% ただし、 <u>コロナ資金においては、当初2年間は</u> 大村市が別途定める方法により全額補助を行う。
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75% <u>④コロナ資金における危機関連保証の場合 年0.80%</u>
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証、 <u>危機関連保証</u> を除く。
	保証料補助	<u>コロナ資金においては、大村市が全額を補助する。</u>
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号又は <u>危機関連保証</u> を利用する場合は対象外	
取 扱 金 融 機 関	親和銀行、十八銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合の本店及び各支店	
申 込 時 類 添 付 書 類	①災害復旧資金の場合は市長が発行する被災届証明書 ② <u>コロナ資金においては、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号(セーフティネット保証4号、5号)又は第6項(危機関連保証)に基づく市長の認定書</u> ③セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市長の認定書 ④市税の納税証明書(未納がない旨のもの)、 <u>なおコロナ資金において、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を受けている場合は徴収猶予許可通知書の写し</u> ⑤その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	セーフティネット保証5号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、保証金額1,250万円以下、期間1年以内、または平成30年4月1日以降に保証申込受付した保証を除く。 <u>災害復旧資金におけるコロナ資金の場合は、市長が発行する被災届証明書は不要、「大村(コロナ)」と記入し申し込むものとする。</u>	
実 施 日	昭和44年5月31日 創設 <u>令和 2年 5月29日 最終改正</u>	